



第19号 平成19年(2007年) 7/5

広報 いちき串木野

おしらせ版

保健・衛生・福祉

ごみの正しい分け方・出し方について ～ごみの減量と再資源化にご協力をお願いします!～

生活環境課 (☎33-5614)

現在、ごみ問題は最も身近で重要な環境問題の一つになっています。

市民一人ひとりが、快適で潤いのある生活環境をつくり、未来へ残すためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という経済活動・生活様式を見直し、ごみを減らし、分別して出すことが大切です。

そのためには、しっかりとした分別、出し方に心がけ、以下のことを守って正しく出しましょう。

- ごみの種類は、燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみ・粗大ごみに分かれ、収集日が決っています。
- ごみは必ず「指定ごみ袋」(資源ごみ・粗大ごみは除く)で、名前を記入して出してください。(「指定ごみ袋」以外の袋で出されても収集しません)
- ごみは収集日の朝7時から8時30分までにしてください。(収集日の前日や収集した後は、絶対に出さないでください)

※資源ごみについては、各公民館で時間が決められていますので、その時間内に分別し、出してください。

- 他の地域のごみ収集場所には、絶対に出さない。(地域の方の迷惑になります)

※詳しい内容については、各家庭に配付してあります「ごみの正しい分け方・出し方」(リーフレット)をご覧ください。

☆「いちき串木野市市民の手による美しいまちづくり推進条例」が本年7月1日から施行されています。空き缶・たばこの吸殻・空きビン・紙くず等のごみのポイ捨て禁止、愛がん動物のふん放置禁止など、住みやすく美しいまちづくりのため、市民一人ひとりが協力し、環境美化に努めましょう。

食中毒の予防について

生活環境課 (☎33-5614)

現在、気温の高い日が続き、食中毒の発生しやすい状況となっております。

次のことに気を付けて、食中毒を予防しましょう。

- 1 肉・魚・野菜等生鮮食品は、新鮮なものを購入しましょう。
- 2 冷蔵や冷凍の必要な食品は、家に持ち帰ったらすぐに冷蔵庫や冷凍庫に入れましょう。
- 3 調理前や生の肉・魚・卵を触った後は、よく手洗いをしましょう。
- 4 生の肉・魚・卵を扱ったまな板、包丁、器具等は十分に消毒しましょう。
- 5 加熱して調理する食品は、中まで十分に火を通すようにしましょう。
- 6 出来上がった料理は、室温に置かずなるべく早めに食べましょう。

第11回海の日海岸クリーン作戦

生活環境課 (☎33-5614)

毎年、海の日に市民の環境に関する意識啓発と海岸等の美化活動を目的として、市民一体となったボランティアによる清掃活動「海の日海岸クリーン作戦」を実施しています。皆様の多数のご参加をお願いします。

○日時 7月16日(月・祝) 6:30より1時間程度

○清掃場所及び集合場所

- ・土川漁港→土川漁港付近
- ・羽島漁港→羽島漁港前
- ・横須海岸→さつま日置農協羽島支所前
- ・白浜海岸→白浜海岸
- ・荒川海岸→荒川河口
- ・野元海岸・串木野新港→新港(公設市場駐車場)
- ・五反田川→浅山水源地付近
- ・串木野漁港→内港付近
- ・長崎鼻公園→長崎鼻公園入口(小瀬港側)
- ・照島海岸→照島コミュニティ前
- ・市来海岸→市来漁港・市来中学校裏

※川南地域の参加者は、指定された場所

○持参品 手袋、タオル、レーキ、帽子等

(お持ちの方は、ご持参ください。)

※参加者は、最寄りの海岸の集合場所に午前6時20分までに集合してください。

※場所によっては駐車場が狭いところがありますので、近所の方は、自家用車の利用はご遠慮ください。

※ボランティア活動のため、危険な箇所での作業はしないでください。また、自分の体調に合わせ参加、作業をされますようお願いいたします。

国民健康保険証の切り替え

健康増進課(☎33-5613)・健康福祉課(☎21-5120)

現在、使用されている国民健康保険証の有効期限は、7月31日までとなっています。8月1日以降は、新しい保険証でないと診療は受けられません。7月17日(火)から30日(月)にかけて、国民健康保険についての説明会と保険証切り替えを行います。日程(広報いちき串木野6/20号に掲載)を確認のうえ、必ず切り替えてください。

○切り替えに必要なもの

①現在、使用されている保険証(遠隔地等にある保険証[㊦]・[㊧]も切り替えます)

②印鑑(代理で切り替えをされるときは、代理人の印鑑)、スタンプ印不可

※[㊨]保険証の切り替えには、在学証明書が必要です。

○同時切り替え

今回は、下記の切り替えも同時に行います。保険証と一緒に持ちください。

・国民健康保険標準負担額減額認定証(黄色)

・国民健康保険限度額適用認定証(橙色)

・国民健康保険高齢受給者証(桃色)

・国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証(はだ色)

・国民健康保険特定疾病療養受療証(白色)

・老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証(水色)

※国民健康保険被保険者のみ

いちき串木野市の高齢者福祉サービス

いちき串木野市では、高齢者の皆様が、できる限り住み慣れた家庭や地域の中で保健・医療・福祉の総合的なサービスが受けられる社会づくりに取り組んでおります。

介護認定で要介護の認定を受けた方については、介護保険のサービスを利用していただきますが、非該当となった方等が、要介護状態とならないように、またできるだけ在宅で自立した生活ができるよう支援していこうというのが福祉サービスの目的です。

区分	事業名	事業内容	対象者	利用料
生活 支 援 事 業	生活支援型 ホームヘルプ サービス事業	自立した生活の維持及び要介護状態への進行を防止するため、外出時の援助、食事・食材の確保、家屋内の整理整頓、洗濯物の搬出入等の生活に係る援助及び健康管理・栄養管理に関する生活上の助言等を行う。	要介護認定で非該当となった一人暮らし高齢者等で、自立した生活を維持するのに援助を必要とする者	1時間あたり140円 (1時間を超えた場合は、30分ごとに70円を加算)
	高齢者等住宅 改造推進事業	自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担の軽減を図るため、住宅改造(段差解消・床改修等)に必要な経費を助成する。	生計中心者の前年の課税所得金額が3,300,000円以下で、要支援及び要介護認定を受けた者が属する世帯及び身体障害者の1級、2級の者が属する世帯で住宅改造が必要であると認められた者	1世帯につき、対象経費の2/3を助成 (対象経費上限 80万円)
	寝具洗濯乾燥 消毒サービス 事業	公衆衛生の向上及び疾病の予防を図るため、寝具の衛生管理が困難な人に、洗濯・乾燥・消毒のサービスの提供を行う。	要支援及び要介護認定を受けた一人暮らしの高齢者等で衛生管理の援助が必要な者	敷布団・掛布団・毛布1組まで無料 (1人年2回)
	訪問理美容 サービス事業	衛生的で快適な生活の維持を図るため、老衰、心身の障害、疾病等で、一般の理美容所等に出向くことが困難な高齢者等に対し、出張によるサービスの提供を行う。	要支援及び要介護の認定を受けた一人暮らし高齢者等で、一般の理美容を利用できない者	年4回(1回につき2,000円)を助成 一部自己負担有り
	生きがい対応型 デイサービス 事業	社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図るため、リフトバスで送迎し、デイサービスセンターで入浴、食事、教養講座、日常動作訓練等を行う。	介護認定で非該当となった一人暮らしの高齢者で、家に閉じこもりがちな者	1日 1,000円
	生活指導型 ショートステイ 事業	要介護状態への進行の予防を図るため、養護老人ホームに一時的に入所させ、生活習慣等の指導と体調調整を図る。(送迎あり) 期間は、原則一週間以内。(6カ月に1回)	介護認定で非該当となった高齢者等で、基本的な生活習慣が欠如したり、在宅生活が一時的に困難となった者	1日につき 381円 (食事代等実費負担有り)
	訪問給食 サービス事業	自立した生活の支援及び安否確認を行うため、毎日(日曜日、祝日、年末年始を除く)1日2食(昼・夕)を居宅に配食する。	高齢者のみの世帯に属する虚弱な者等	1食 400円 (一月分を翌月徴収)

区分	事業名	事業内容	対象者	利用料
家族介護支援事業	紙おむつ等支給事業	要介護高齢者等の属する家庭の経済的負担の軽減を図るため、一月3,000円分の金券を支給。協力店で紙おむつ等を購入する。(券面額を超えた分は自己負担)	在宅で3ヶ月以上寝たきり及び重度認知症により、常時介護が必要な高齢者(市民税所得割非課税世帯で特別障害者手当、福祉手当の支給を受けていないこと)	一月3,000円の金券を助成。購入価格との差額は自己負担
	在宅寝たきり者等介護手当支給事業	在宅の寝たきり者、重度の認知症者の介護者に、月額8,000円を支給する。(四半期ごとに前月分までをまとめて支給)	寝たきり者等を在宅で3ヶ月以上引き続き介護している者(特別障害者手当、福祉手当の支給を受けていないこと)	
その他	緊急通報体制等整備事業	急病・災害等発生時の緊急救助体制を整備し、生活不安の解消等を図るため、緊急通報装置を貸与する。緊急通報装置(大きな非常ボタンの付いた電話器とペンダント発信器)のボタンを押すだけで熊本安全センターにつながり、緊急時の対応をする。	概ね65歳以上の一人暮らしの虚弱高齢者または突発的に生命に危険な症状の発生する疾病を有する高齢者	一月 400円
	高齢者日常生活用具給付事業	日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するため、火災警報器、自動消火器、電磁調理器の給付を行う。	概ね65歳以上の一人暮らし及び寝たきり高齢者等(電磁調理器は防火等の配慮が必要な者)	前年の所得税に応じ、購入費の一部又は全部を負担する
事業	老人用電話の貸与	孤独感を和らげると共に、安否の確認を行う。	おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者など低所得者	設置料は無料 撤去費は有料
	はり・きゅう及びマッサージ施術料助成	市長が指定したはり・きゅう及びマッサージ師から末しょう神経疾患及び運動器疾患に対する施術を受けたとき、施術料の一部を助成する。 ・1日1回、月5回以内(年60回以内) ・1回 600円助成	市内に住所を有する入院及び通院等を除く在宅の65歳以上の高齢者	一部自己負担有り
	長寿祝金	長寿祝金を9月に支給する。(基準日 9月1日)	満80歳・満88歳・満90歳・満95歳・満100歳以上の高齢者	〔支給額〕 80歳 5,000円 88, 90, 95歳 10,000円 100歳以上 30,000円
	満100歳到達時祝	50,000円を支給する。	満100歳の高齢者	

※申請方法等 お問い合わせは串木野庁舎福祉課高齢障害係 (☎33-5619)
市来庁舎健康福祉課福祉係 (☎21-5117)
民生委員へ

介護保険のサービス利用料が減額されます

健康増進課 (☎33-5673)

介護保険の要介護・要支援認定者で、低所得の方は、下記に該当する介護サービスの利用料が減額されますので、介護保険被保険者証を持って、申請してください。

なお、平成19年7月以降も引き続き減額を希望される方は、現在市役所健康増進課（申木野庁舎）並びに健康福祉課（市来庁舎）窓口で申請を受け付けていますので、申請してください。

○施設サービス等利用時の食費・居住費等の負担軽減制度

【内 容】

介護保険施設に入所・入院（ショートステイを含む）した場合、市町村民税非課税世帯に属する方は、いちき串木野市が発行する「介護保険負担限度額認定証」を施設に対し提示すると、食費及び居住費（滞在費）が下表のとおり減額されます。

■施設サービス利用時の居住費及び食費の負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	対 象 者	居 住 費（滞 在 費）				食 費
		ユニット型 個 室	ユニット型 準 個 室	従来型個室 （※）	多 床 室	
第1段階	・市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	・市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年80万円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	320円	390円
第3段階	・市町村民税非課税世帯で、利用者負担第2段階に該当しない方	1,640円	1,310円	1,310円 (820円)	320円	650円
第4段階	・市町村民税課税世帯の方	費用額は施設と利用者との契約により異なりますが、税制改正により従来の第1～2段階からの上昇者には軽減制度があります。				

※従来型個室の（ ）内は介護老人福祉施設・短期入所生活介護の場合の負担限度額です。

○障害者などの訪問介護（ホームヘルプサービス）の利用者に対する支援措置

【内 容】

（経過措置対象者）

生計中心者が所得税非課税である世帯に属し、平成17年度末（平成18年3月）現在において本軽減措置の対象者として認定されていた方が、訪問介護、夜間対応型訪問介護を利用する場合、利用者負担額が6%（平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間）に減額されます。なお、平成20年7月1日からは、通常どおり10%となります。

○社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度

【内 容】

社会福祉法人等が提供する介護保険サービスを利用している被保険者のうち、特に生計が困難である人が、本市に申出を行っている社会福祉法人によるサービスを利用すると、1割の自己負担額が原則4分の1（老齢福祉年金受給者等は2分の1）軽減される制度です。ただし、生活保護受給者は対象外です。申請には印鑑・下記の要件に該当することを証する書類等が必要になります。

対象者の要件…市町村民税世帯非課税で①～⑤の要件を全て満たす方

1	年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
2	預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
3	日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
4	負担能力のある親族等に扶養されていないこと
5	介護保険料を滞納していないこと

対象サービス

介 護 サ ー ビ ス の 種 類	軽 減 対 象 費 用
訪問介護（ホームヘルプサービス）	介護サービス費
通所介護（デイサービス）	介護サービス費、食費
短期入所生活介護（ショートステイ）	介護サービス費、食費、滞在費
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護サービス費、食費、居住費

募集・催し

夏休み親子で体験！“地産地消料理講座”

農政課 (☎33-5635)

生活研究グループでは、地産地消を推進するため、夏休み期間に地元農産物を使った料理教室を開催します。

夏休みの思い出づくりに、食や食材の大切さを楽しく学んでみませんか？

	第1回	第2回
開催日	7月31日(火)	8月3日(金)
場 所	川上小学校	照島コミュニティセンター
時 間	9:30～ (受付9:00～)	
内 容	地域の旬の食材“かぼちゃ”や“レイシ”を使った料理やお菓子作り	
対象者	小学生及び保護者(約30名)	
参加費	材料費として 1人300円	
持参品	エプロン、三角巾	
申込み	7月20日(金)までに農政課、又は生活研究グループ会長松下洋子さん(☎32-1155)へ	

親子で療養所を訪ねてみませんか

串木野健康増進センター (☎33-3450)

県では、親子で療養所の訪問を希望される方々を募集しています。

区 分	星塚敬愛園 (鹿屋市星塚町4204番地)
実 施 日	8月8日(水)
募 集 対 象	小・中学生とその保護者、 高校生等 (30組程度) 学校の教員 (20人程度)
日 程 概 要 集 合 場 所 (県庁、鹿屋市役所)	8:20 県庁集合 10:30 鹿屋市役所経由 10:55 星塚敬愛園着 11:00～14:20 敬愛園内で交流 14:30 星塚敬愛園発 14:50 鹿屋市役所経由 17:05 県庁解散
申 込 締 切	7月20日(金)

※昼食は各自で準備してください。

○申込方法 ハガキ、電話、FAX、Eメールのいずれかで、訪問施設名、住所、氏名、年齢、性別、職業又は学年、電話番号、連絡先を下記の申込先まで申し込んでください。参加料は無料です。決定通知は、7月末に文書でお知らせします。

○申 込 先 県庁健康増進課 ハンセン病担当相談窓口
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
☎099-286-2720 FAX 099-286-5556
Eメール kansensy@pref.kagoshima.lg.jp

ハンセン病は治る病気です。

- らい菌による細菌性感染症の一種です。
 - 感染力は極めて弱く発病することは極めてまれです。
 - 日本には感染源になるものはほとんどありません。
- 身体の変形は後遺症にすぎません。

夏休み親子ふれあい講座生募集

働く女性の家 (☎32-7130)

※『夏休みの思い出に、親子で参加してみませんか!』

講座名	エコクラフト工作	楽しいパン作り
期 日	8月7日(火)・8日(水)・ 9日(木)の3日間	8月25日(土)
時 間	13:30～15:30	10:00～12:00
定 員	10組	12組
内 容 持 っ てる 物	エコクラフト(紙ひも)を使って便利なバスケツト作り	パン作りの基本を習いランチパンやおやつパン作り
	はさみ、洗濯バサミ、手拭タオル(教材費)300円	エプロン、三角巾(材料費)1人600円程度

- 場 所 働く女性の家
- 対 象 市内の小中学生の親子(おじいちゃん、おばあちゃんでもOK!)
- 受講料 無料(ただし、材料費は、実費自己負担)
- 申込み 7月27日(金)までに電話か、来館してお申し込みください。(定員になり次第締切)
- 託 児 受講時間内の託児をします。(満2歳～未就学児)※希望される方は、事前にお申込みください。

「廃油石けんづくり」に参加してみませんか!

社会教育課 (☎21-5128)

串木野生活学校では、本年度も「ごみ処理・リサイクル運動」など、地球にやさしい生活環境づくりに取り組んでいます。

その活動の一つとして「廃油と米の研ぎ汁EM発酵液を使った石けんづくり」を行います。

皆さんの多数のご参加をお待ちしています。

- 日 時 7月30日(月) 9:30～11:30
- 場 所 市民文化センターロビー
- 当日持参するもの
 - ・ふたが付いたペットボトル(1.5ℓか2ℓ入り)1個
 - ・軍手 ・材料代100円

※お手元に廃油がありましたら持ってきてください。

※詳しくは、社会教育課へお問合せください。

2007年ボランティア体験月間(7月～8月) 「ボランティア体験教室」参加者募集

社会福祉協議会 (☎32-3183)

- 対象者 市内小学生30名
- 日 時 7月25日(水) 9:30～13:00
- 場 所 串木野老人福祉センター(集会室)
- 内 容
 - ①ビデオ観賞(ボランティア活動について)
 - ②疑似体験(高齢者、車椅子、アイマスク)
 - ③デイサービスでふれあい交流
 - ④昼食・反省会
- 申込み 7月18日(水)までに電話またはFAX(32-4094)で社会福祉協議会いちき串木野市ボランティアセンターへ

第37回串木野さのさ祭り

7月28日(土)・7月29日(日)

串木野さのさ祭り実行委員会事務局 (商工観光課内 ☎32-3111)

串木野さのさ祭は、下記の日程で開催されます。市民の皆様の多数のご参加とご観覧をお願いします。

7月28日(土)

- 8 : 30 ~ 16 : 00 第27回 J C 旗争奪市民ゲートボール大会……長崎鼻公園ソフトボール場
- 18 : 00 ~ 21 : 00 さのさ祭前夜祭……串木野地域中心商店街
 - ・平成19年度いちき串木野 P R レディの発表
 - ・夜店 (ビアガーデン、かき氷、ヨーヨー釣り、焼鳥、フリーマーケット、ゲームなど)
 - ・ステージショー (真夏のダンス王決定戦、焼酎の振舞いなど)



7月29日(日)

- 14 : 00 ~ 18 : 00 (予定) アトラクション……串木野地域中心商店街
 - ・パレード、マーチング行進、一輪車演技、吹奏楽演奏、太鼓演奏、抽選会など
- 18 : 00 ~ 20 : 00 市中流し踊り……串木野地域中心商店街
 - ・約3000人の踊り手が市中を踊り歩きます。

さのさ祭り市中流し踊り練習会

商工観光課 (☎32-3111)

串木野さのさ踊りを練習して、7月29日(日)に開催される串木野さのさ祭り市中流し踊りに参加し楽しんで踊りましょう。

【練習会の日程等】

日	程	場	所	時	間
7月12日	(木)	市来アクアホール		19:00	~20:30
7月13日	(金)	市来アクアホール		19:00	~20:30
7月17日	(火)	串木野庁舎玄関前	駐車場	19:00	~20:30
7月18日	(水)	串木野庁舎玄関前	駐車場	19:00	~20:30

※踊りは、「さのさ」と「はんや」です。

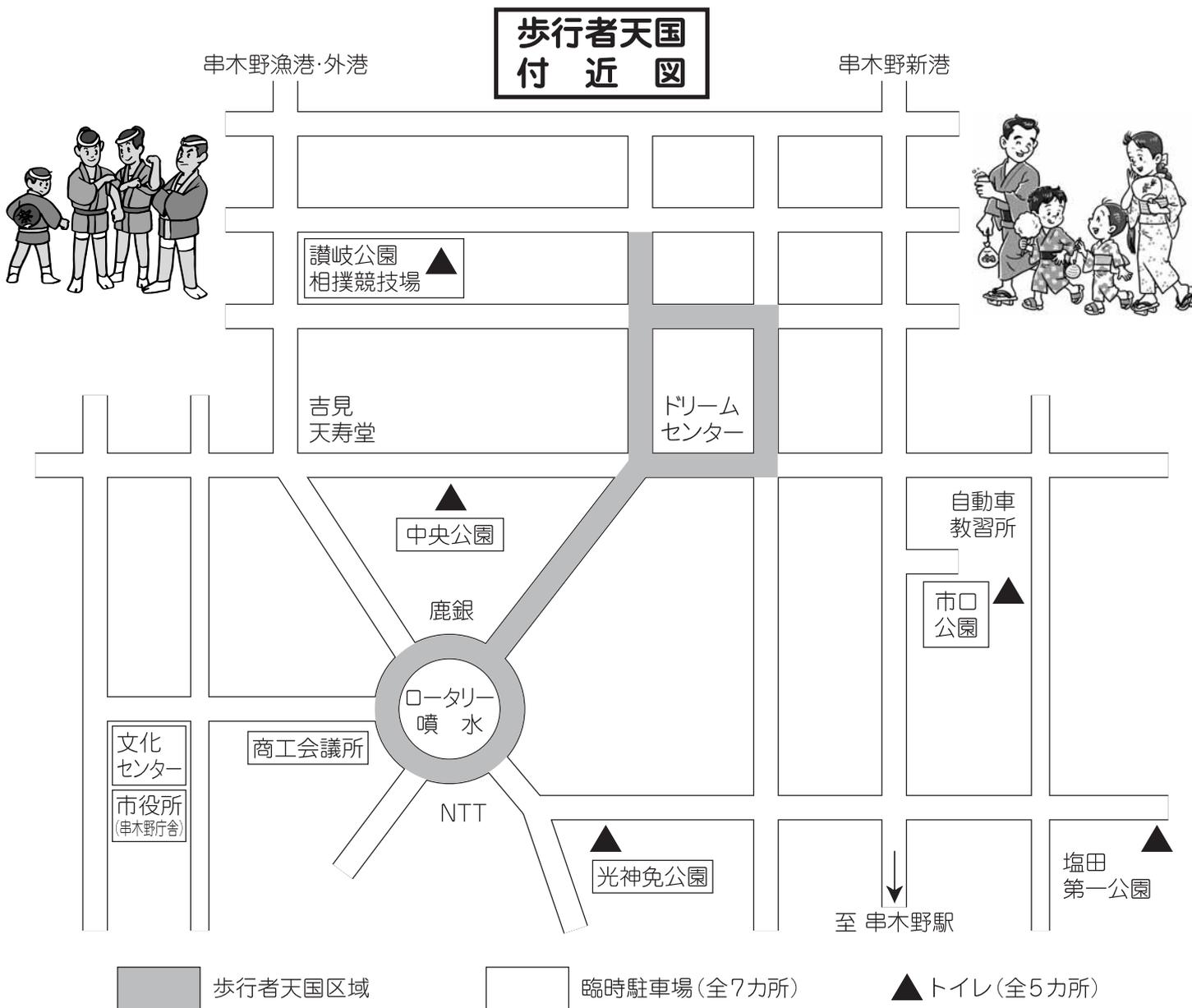
串木野さのさ祭りに伴う交通規制について

串木野さのさ祭り実行委員会

- ◎ 7月28日(土)〔前夜祭〕14:00~22:00
 - ◎ 7月29日(日)〔アトラクション・市中流し踊り〕12:00~21:00
- ※上記の時間帯、下の地図に示してある範囲は歩行者天国となるため、車の進入はできません。

※車でお越しの方は、下記の7ヶ所の駐車場をご利用ください。

- ・市役所（串木野庁舎）
- ・市民文化センター前
- ・商工会議所
- ・市口公園
- ・讃岐公園（えびすヶ丘公園）
- ・中央公園
- ・光神免公園



「さのさ祭り」ボランティア協力者の募集

商工観光課 (☎33-5638)

7月29日(日)に開催されるいちき串木野の夏の名物「串木野さのさ祭り」を、より有意義な市民総参加のイベントとするため、さのさ祭り当日のボランティア協力者を募集します。

ご協力いただける方は、7月13日(金)までにさのさ祭り実行委員会事務局(商工観光課)へご連絡ください。

〔ボランティア内容〕

さのさ祭り当日の運営協力(飲料水補給、踊り連コース連絡係、放送係、救護係、交通整理係等)

～市内に在住する外国出身の方へ～ 串木野さのさ祭りへ参加しませんか?

企画課 (☎33-5628)

いちき串木野市国際交流協会では、串木野さのさ祭り市で中流し踊りに踊り連を編成いたします。

対象者は、いちき串木野市・サリナス市姉妹都市協会員・いちき串木野市国際交流協会員及び、市内に在住する外国出身の方の参加を募集します。

参加を希望される方は、企画課(串木野庁舎)へご連絡ください。(※練習会:同おしらせ版P.6参照)

市営住宅入居者募集について

都市計画課 (☎21-5154)

住宅名	建設年度 募集戸数	構造・設備	備考
中組住宅	昭和60年度 1戸	耐火2階建 3DK・水洗トイレ	単身入居不可
佐保井住	昭和51年度 1戸	簡耐2階建 3DK・汲み取り	単身入居不可
ひばりが丘 団地	平成2年度 1戸	中耐4階建(2階) 2LDK・水洗トイレ	単身入居可 (但し60才以上)

○家賃 入居世帯の所得に応じて設定されます。

○入居基準(主なもの)

- ・持ち家がないこと
- ・世帯の月額所得が20万円以下であること
- ・同居する家族がいること
- ・市税等(市税・水道料金など)の滞納がないこと
- ・原則として、公営住宅に入居していないこと

○入居時必要なもの

- ・敷金(家賃の3カ月分)
- ・連帯保証人(2名)

○申込期間

7月5日(木)～7月13日(金)

○抽選日

◎ひばりが丘

7月19日(木) 10時00分～ 串木野庁舎2階会議室

◎中組住宅・佐保井住宅

7月19日(木) 14時00分～ 市来庁舎3階第4会議室

○入居予定日 8月1日(水)

○問合せ及び申込み先

- ・市来庁舎 都市計画課 建築係
- ・串木野庁舎 都市建設課

平成19年度普通救命講習会

消防本部 (☎32-0119)

大切な人の命、あなたは助けられますか?必要なのは、あなたの力です。

人工呼吸や心臓マッサージ、止血法、AED(自動体外式除細動器、いわゆる電気ショック)を取り入れた講習です。

今まで受講された方も、今一度、受けて見ませんか!

○日時・場所

- ・7月15日(日) 9:00～12:00(受付8:30～8:50)
串木野老人福祉センター
- ・7月22日(日) 9:00～12:00(受付8:30～8:50)
市来保健センター

※広報いちき串木野(6月20日発行)「市民カレンダー」に、市来地域の開催日を7/14と掲載しておりましたが、都合により7/22に変更になりました。

○定員 両日とも30名程度

○対象者 中学生以上の人

○受講料 無料

○申込み 7月10日(火)までに消防本部へ住所、氏名等をお知らせください。定員になり次第締め切りますので、早めにお申込みください。当日の申込みはできません。

講習修了者には、救命技能を有することを認定する「普通救命講習修了証」を交付します。

国民健康保険 保健事業 「温泉を活用した健康づくり」教室のお知らせ

健康福祉課 (☎21-5120)

○期 間 8月2日～10月11日の毎週木曜日
10:00～12:00 計10回

○会 場 市来ふれあい温泉センター・市来保健センター

○内 容 ・健康運動指導士による実技指導
「水中運動浴」・「ストレッチ」など
・健康講話
・栄養士による栄養講話

○参加料 1,300円程度(プール使用料及び傷害保険料)

○募集人員 25名(20歳～69歳までの市国保加入者で約3ヶ月間 毎回参加できる方)
※先着順とします。

○申込期限 7月20日(金)

○申込先 市来庁舎健康福祉課保険給付係
串木野庁舎健康増進課保険給付係

※持病のある方は主治医に相談の上、申込みください。

介護支援専門員実務研修受講試験のご案内

健康増進課 (☎33-5673)

介護支援専門員実務研修受講試験が行われます。

○試験日時 10月28日(日) 10:00～

○試験会場 鹿児島市(及び奄美市)

○受験手数料 8,600円

○受験申込書の受付期間

7月2日(月)～8月3日(金) ※消印有効

○受験申込書の請求先及び提出先

鹿児島県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター
介護支援専門員試験事務局

〔☎099(258)1172 FAX099(250)9363〕

○問合せ受付 平日(月～金) 8:30～17:00

「海の日」B&Gクリーンフェスティバル 及びマリンスポーツ大会開催

B&G海洋センター (☎32 - 8994)

水辺でのクリーン活動を通して青少年の環境保全・環境教育の意識を向上し、カヌー等のマリンスポーツに親しみながら本市の海や川などの身近な自然を体験するため、「海の日」B&Gクリーンフェスティバル及びマリンスポーツ大会を開催します。

- 日 時 7月16日(月・祝) 海の日
8:00～9:00 クリーンフェスティバル
9:00～12:00 マリンスポーツ大会
- 場 所 B&G海洋センター艇庫
- 内 容 艇庫周辺(野元海岸)の清掃及びカヌーの試乗体験、競走等
- 参加資格 小学3年生以上
(小中学生は保護者の同意が必要)
- 参加料 無料
- 申込期限 7月11日(木)
- 申込方法 申込書をB&G海洋センター体育館へ提出してください。
- 問合せ B&G海洋センター

第2回市水泳選手権大会

市民スポーツ課 (☎21 - 5129)

- 日 時 7月22日(日) 9:30～13:30
- 場 所 串木野西中学校プール
- 種 目 自由形・平泳ぎ・背泳・バタフライ
25m(小学校低学年のみ)・50m・100m
200m・メドレーリレー等
- 参加資格 小学生以上(1人2種目まで)
- 参加料 1人200円
- 申込み・問合せ
7月13日(金)までに市水泳協会事務局(市役所 串木野野舎 農政課 久木野 ☎33-5635)へ

第36回プリマ旗争奪 ナイターソフトボール大会参加募集

市民スポーツ課 (☎21 - 5129)

- 日 時 7月24日(火)から
 - 場 所 プリマハムグラウンド
 - 参加料 7,000円
 - 申込み 7月11日(木) 17:00までに下記事務局へお申し込みください。
 - 主将会 7月12日(木) 18:00から
市役所地下大会議室(串木野野舎)
- ※今年度登録料を納めていないチーム(初出場など)につきましては、主将会時に登録料として6,000円が必要です。
- 問合せ・申込み
いちき串木野市ソフトボール協会事務局
(市役所 串木野野舎 2階 ☎32-3111)
・企画課 後潟(内線3235)
・総務課 岡田(内線3215)

指定管理者の募集について

行政改革推進課 (☎33 - 5639)

民間事業者等が有する経験と実績を活用し、市民サービスの向上と管理経費の縮減を図るため、下記の4施設を平成20年4月から管理する指定管理者を募集します。

○募集施設

- ①秀栄ドーム
(担当課:市来庁舎1階 健康福祉課☎21-5117)
- ②冠嶽園
(担当課:中央公民館1階 文化振興課☎33-5654)
- ③国民宿舎串木野さのさ荘
(担当課:国民宿舎さのさ荘 ☎32-4177、
商工観光課☎33-5638)
- ④国民宿舎吹上浜荘・市来ふれあい温泉センター
(担当課:国民宿舎吹上浜荘☎36-2511、
商工観光課☎33-5638)

○応募資格

- ①法人等その他の団体であること。(法人格は必ずしも必要ではありませんが、個人は不可)
- ②その他募集要領による。

○募集要領配布 7月5日(木)～7月20日(金)

○応募期間 7月20日(金)～8月3日(金)

※なお、募集要領等詳しくは各施設の担当課へお問い合わせください。また、市ホームページにも掲載してありますのでご覧ください。

修学旅行生受入れ家庭を募集

商工観光課 (☎33 - 5638)

鹿児島県では現在、県外の中高校生の民泊型修学旅行(体験型)の誘致を行っており、本市でも修学旅行生受入れに協力していただく家庭を募集します。

(受入に協力いただける方に対し、受入に関する説明会等を開催する予定です。)

○申込み 申し込みは随時受け付けますが、第1回の申込期限を8月20日(月)とします。

○内 容

- ・家庭に1泊2日程度滞在(2～3名)し、地元の産業(農業、水産業等)を体験。
- ・産業(農業、水産業等)を営んでおられる家庭のみならず、宿泊のみを受け入れていただく家庭でも結構です。
- ・今後、県からの修学旅行生の受入要請に応じて、ご協力いただける各家庭と調整し、受入をお願いしていきます。



生涯学習講座（パソコン教室）受講生募集

中央公民館（☎33-5654）・社会教育課（☎21-5128）

～基礎講座～ ※パソコン初心者向けの講座です

	会 場	期 日	時 間	対象者	コース
【学習内容】 ・入力基本操作 ・文書作成 ・はがき作成 他	中央公民館	10月 2日・5日・9日 12日・16日・19日	【午前】 10時～12時	60才以上	A
			【午後】 7時～9時	59才以下	B
	市来地域公民館	8月 21日・24日 28日・31日	【午前】 10時～12時	60才以上	C
		9月 4日・7日	【午後】 7時～9時	59才以上	D

～表計算基礎講座～ ※パソコンの習熟を図る講座です

	会 場	期 日	時 間	対象者	コース
【学習内容】 ・表の作成 ・表計算の基礎 ・グラフ作成 他 ※パソコンの基本操 作ができる方	中央公民館	10月 23日・26日・30日	【午前】 10時～12時	60才以上	E
		11月 2日・6日・9日	【午後】 7時～9時	59才以下	F
	市来地域公民館	9月 11日・14日・18日 21日・25日・28日	【午前】 10時～12時	60才以上	G
			【午後】 7時～9時	59才以上	H

※進行状況により講座内容が変更になる場合もあります。

- 対象者 市内居住一般成人
- 募集人員 各コース10名（重複の申込みはできません）
- 受講料 無料（ただしテキスト代800円は自己負担）
- 申込期限 7月23日(月)
- 受講者の決定 定員を超えた場合は、抽選を行い結果を通知します。

※申し込みは、中央公民館または社会教育課〔市来庁舎〕に直接お越しいただくか、ハガキで申し込んでください。

【申込先】 〒896-8601 いちき串木野市昭和通133番地 1

いちき串木野市教育委員会中央公民館 生涯学習講座 係

☎ 3 3 - 5 6 5 4 F A X 3 2 - 7 3 4 0

※ハガキの場合は住所・氏名・年齢・電話番号・希望コースをご記入ください。

パソコン講座生募集

商工観光課 (☎33-5638)

講座名	講座期間	講習時間	募集定員	受講料
①パソコン科 OAコース (初級・昼)	8/3～ 10/30の 火・金曜日	9:00～ 15:00	15名	60,000円
②パソコン科 OAコース (初級・夜)		15名	60,000円	
③パソコン科 アプリケーション (夜)		18:30～ 21:00	15名	60,000円
④CAD科(夜)		8名	90,000円	
⑤プレゼンテー ション(夜)		8/1～ 9/23の 水曜日	10名	30,000円

○募集期間 7月10日(火)～7月27日(金)まで
(ただし、定員になり次第締切ります。)

○問合せ・申込先 川薩人材育成センター (☎22-3873)

その他

市民プールの開設

市民スポーツ課 (☎21-5129)

- 場 所 市来ふれあい温泉センター横
- 期 間 7月21日(土)～8月31日(金)
※期間中の休みにつきましては、市来庁舎市民スポーツ課へお問い合わせください。
- 開設時間 9:00～18:00
※プール開き当日(21日)は、10:00～
- 使用料 幼児、小・中学生：100円
高校生以上：210円

長崎鼻海水プールの開設

商工観光課 (☎33-5638)

下記の期間、長崎鼻海水プールを開設します。

なお、プール開きの日は、中学生以下を対象に“魚のつかみ取り”(対象者外の参加は厳禁)を行いますので、多数のご来場をお待ちしております。

- 期 間 7月20日(金)～8月31日(金)
9:00～18:00
- 使用料 大人：110円
小人(小・中学生)：50円
- ※プール開き……7/20(金) 14:00～(上記イベントのため、遊泳可能となるまでに時間を要します。)



育児・介護などで退職された方へ

○再就職希望者登録のすすめ!

妊娠、出産、育児または介護のために退職した方で、将来的に再就職を希望する方の再就職準備を長期的に支援しています。登録手続きは簡単、無料です。

○登録した方への支援内容は?

- ①コンサルタントが個別面談によりきめ細かな再就職のプランづくりのお手伝いをします。
- ②「企業との交流会」の参加。
- ③「職場体験講習」の参加。
- ④「Re・Beワークセミナー(再就職準備セミナー)」の参加。
- ⑤「再就職に役立つ情報誌」の送付。
- ⑥「個別面談」

○お問合せ・お申込み先

(財)21世紀職業財団鹿児島事務所 (☎099-259-7815)

交通遺児等育成資金の無利子貸付け

独立行政法人自動車事故対策機構では、自動車事故で働き手が亡くなったり、または重度の後遺症が残ったりしたために、生活にお困りのご家庭のお子様に対し、中学校卒業まで無利子で育成資金の貸付を行っています。

〔貸付額〕一時金15万5千円、月額2万円、入学支度金(小、中学入学時)4万4千円

〔返済期間〕中学卒業後20年以内(高校、大学等に進学した場合は、卒業まで返済開始を猶予)

なお、自動車事故による重度の後遺障害者には、介護料の支給制度もあります。

○お問合せ先 独立行政法人自動車事故対策機構鹿児島支所 (☎099-225-0782) <http://www.nasva.go.jp/>

……知っていますか? 建退共制度……

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。

事業主の方々は、現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

- 加入できる事業主 建設業を営む方
- 対象となる労働者 建設業の現場で働く人
- 掛金 日額310円
- 特長
 - ・国の制度なので安全、確実、申込手続は簡単です。
 - ・経営事項審査で加点評価の対象となります。
 - ・掛金の一部を国が助成します。
 - ・掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
 - ・事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

※ホームページ「建退共」に、退職金の試算・パンフレット請求等、建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、アクセスしてご覧ください。

<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

※詳しくは、建退共鹿児島支部 (☎099-257-9216) へお問合せください。

年金相談所を開設

串木野庁舎市民課(☎33-5612)・市来庁舎市民課(☎21-5115)

- 日時 7月18日(水) 10:00~15:00
- 場所 中央公民館 2階小会議室
- 相談員 川内社会保険事務所職員
- ※国民年金について、わからないこと、過去に厚生年金・船員保険などに加入されていた方もご相談ください。

ねんきん広報だより

【年金相談に関するお知らせ】

川内社会保険事務所では、次の日程で年金相談窓口の時間延長・休日開庁を実施します。ぜひこの機会にご自身の年金についてご相談ください。

月	実施日	年金相談受付日
7月	9日(月)	左記実施日の年金相談の受付時間
	14日(土)	○月曜日 8:30から19:00 ○土曜日 9:30から16:00
	23日(月)	※その他の平日 8:30から17:15

【被保険者・年金受給者の皆様へ】

あなたの年金記録をもう一度チェックさせて下さい
厚生労働省・社会保険庁

- この度の年金記録をめぐる問題については、大変ご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。
- 基礎年金番号にまだ統合されていない年金記録も、大切に保管しています。
- *平成9年の基礎年金番号の導入以前には、転職や転居等により、お1人が複数の年金番号を持つ場合も生じていましたが、1人1番号の基礎年金番号を用いて、年金記録の確認を簡易・迅速に行えるようにしました。
- *これまで、記録を結びつけるための照会を全被保険者に行い、また、年金の請求時にもご本人に確認してきましたが、まだ約5000万件(平成18年6月)の記録が、基礎年金番号に結びつけられていません。この未統合の記録は大切に保管されていますが、そのままでは年金支給に結びつかなくなるおそれがあります。
- 年金記録問題への新対応策を進めます。
- *被保険者・年金受給者の皆様には、基礎年金番号に結びつけられている加入履歴を、順次送付します。ご疑問があれば、お問い合わせください。
- *5000万件の記録を、被保険者・年金受給者の記録と、突き合わせ、未統合の記録がある可能性のある方には、お知らせします。
- *社会保険庁や市町村に記録がない場合には、領収書等の証拠がなくても、銀行通帳の出金記録、元雇用主の証言などを根拠として、第三者委員会で判断してもらう仕組みを作ります。
- *5年の時効を超えた場合でも、全額お支払いできるようにする特別立法が国会に提出されています。

お客様からのお問い合わせには真摯に対応します。
社会保険事務所の専用窓口にお問い合わせ下さい。
お電話でのお問い合わせは「ねんきんダイヤル」まで
フリーダイヤル0120-657830
インターネットのID・パスワード方式による年金加入履歴の取得をご利用下さい (<http://www.sia.go.jp>)

ルールを守って楽しい花火

消防本部 (☎32-0119)

今年も花火のシーズンがやってきました。花火遊びをするときは、火災や事故が起こらないように注意しましょう。

火災や事故を防ぐポイント!

- 大人が積極的に参加しましょう。



- 花火に書いてある遊び方を必ず守りましょう。
- 花火を人や家、燃えやすいものに向けないようにしましょう。



- 風の強いときは、花火遊びはやめましょう。
- 吹出し、打ち上げなどの筒ものは、途中で火が消えても筒をのぞいてはいけません。
- 水バケツなど消火準備をして遊びましょう。

花火遊びは 迷惑にならない場所と時間と後始末!

鳥獣を捕獲・飼養するには許可(登録)が必要です

農政課 (☎33-5635)・産業経済課 (☎21-5122)

現在、捕獲・飼養できる野鳥は、1世帯につきメジロ1羽となっています。(平成19年4月から鹿児島県第10次鳥獣保護事業計画策定に伴い、ホオジロは除外)

まだメジロの飼養許可(登録)を受けていない人、新たに愛がん用として捕獲・飼養する人は、申請手続きをしてください。無許可で捕獲・飼養すると法律で罰せられます。(6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金等)

鳥獣飼養登録票の有効期間は1年間です。

なお、対象鳥類の繁殖期(3月1日~7月14日)は、捕獲の許可・飼養の登録はできませんのでご注意ください。

また、すでに登録している鳥を引き続き飼養される方は、登録の更新が必要ですので、有効期限前に更新手続きを行ってください。(ホオジロについては現在登録されている鳥の更新はできます。)

- 捕獲・飼養羽数 1世帯1羽
- 鳥獣飼養登録票の交付等手数料 1羽3,400円
- 問い合わせ 串木野庁舎農政課農林係または市来庁舎産業経済課農林係

－平成18年度の実績－

いちき串木野市行政改革大綱推進計画（集中改革プラン）の平成18年度の進捗状況について公表します。

推進計画（集中改革プラン）は、行政改革大綱に基づく、平成18年度から平成22年度までの具体的な行革の実施計画として策定し、56項目の推進項目において5年間で、25億5,900万円の効果を目標としております。

推進計画の進捗状況については、3段階の評価を行い、56項目中54項目で「概ね計画どおり実施」、2項目で「計画より遅れて実施」と評価し、計画が全く進んでいない「未実施」はなく、ほぼ計画どおりの進捗が図られました。

行政改革の効果額としては、平成18年度は5,940万円を目標としていましたが、市税等の徴収強化や使用料等の受益者負担の適正化、未利用財産の処分等の歳入増により1億7,476万3千円、職員削減及び三役給与の削減等の人件費及び事務事業の整理合理化等による物件費の歳出削減により3,470万5千円の効果が見られ、合計2億946万8千円、目標を1億5,006万8千円上回る効果となりました。

効果額の主な増減内容は、市税の徴収率が0.48%上がったことにより1,528万4千円、ひばりヶ丘や東塩田町の市有地処分により1億3,815万9千円、退職者4人の不補充と特別職の給与削減等により1,947万5千円それぞれ効果増となりましたが、保育料の徴収率が下がったこと等により88万円、土地開発公社からの市有地の買戻しにより2,470万円目標額を下回りました。

この他に推進計画では、年度末、年度始めの休日窓口の実施、図書館システムの導入による蔵書管理の充実により、市民の利便性の向上を図るなど、市民サービスの向上に向けた取組みも行いました。

平成19年度も引き続き、市民の視点に立った効率的かつ効果的な行政体制の確立を図るために、行政改革大綱に基づく推進計画等の着実な推進に積極的に取り組んでまいります。

【平成18年度の行政改革効果額】

(単位：千円)

項 目		取 組 内 容	目標額	効果額	増 減
歳入の確保	市 税	徴収対策の連携強化	9,000	24,284	15,284
	住宅使用料等税外収入	徴収対策の連携強化	2,000	1,120	△880
	使用料・手数料	受益者負担の公平・適正化	0	1,200	1,200
	そ の 他	未利用財産の活用・処分	10,000	148,159	138,159
	計			21,000	174,763
歳出の削減	人 件 費	定員適正化計画による職員の削減、特別職の給料減額措置、嘱託臨時職員の中途退職	5,400	24,875	19,475
	物 件 費	事務事業の整理合理化等	7,000	8,530	1,530
	そ の 他	土地開発公社の経営健全化	26,000	1,300	△24,700
	計			38,400	34,705
合 計			59,400	209,468	150,068

※財政健全化計画の目標額と行政改革による効果額との比較。

資格商法に気をつけましょう！

商工観光課 (☎33-5638)

○過去に受けた資格講座は終了しているはずなのに……



ここが ポイント！

- 過去の契約について、既に終了しているにもかかわらず「まだ完全に終わっていない」などと言って消費者の不安をあおり、新たな契約をさせる悪質な手口が横行しています。
- 過去の契約について、既に終了している場合は、あいまいな返事は禁物、きっぱり断りましょう!!
- 「消費生活〇〇センター」などと公的な機関と紛らわしい名称を使ったり、依頼されたと言う場合もありますが、公的な機関が消費者に勧誘を行うことはありません。
- 電話での契約の場合、書面を受領してから8日間はクーリング・オフ（契約解除）をすることができます。

その他、消費生活でお困りの方は、串木野庁舎商工観光課消費生活相談員までご相談ください。

ふるさと 夏の「郷土に学び・育む青少年運動」

— 7月1日～8月31日は運動強調期間です。 —

青少年の育成にあたっては、大人が大人社会のあり方を見直し、社会全体の責任として取り組むことが求められています。

わたくしたちは青少年の自立の精神と豊かな感性の涵養、国際的な感覚やふるさとを愛する心の醸成をめざし、鹿児島島の古くからの伝統である地域で青少年を育てる気風を盛り上げ、青少年の健全育成を推進しています。

- ☆子どもの問題は大人の問題であることをしっかり認識しましょう。
- ☆家庭では親が、地域社会では地域の大人が子どもと正面から向き合しましょう。
- ☆行政だけでなく、地域の公民館、各種団体等が協力し、協働・共生する地域社会をつくりましょう。
- ☆親子のふれあい、子どもたちの主体的活動を推進する「家庭の日」・「青少年育成の日」を充実させましょう。
- ☆子どもたちの悩みや夢を子どもの立場に立って聞いてあげましょう。
- ☆子どもたちの年齢に応じた生活習慣や社会ルールを身につけさせましょう。
- ☆子どもたちの生活を取り巻く地域社会の環境浄化に努めましょう。
- ☆子どもたちに地域の自然や歴史・伝統文化にふれる機会を多くつくりましょう。
- ☆子どもたちに世代間交流やボランティア活動等に積極的に参画させましょう。
- ☆子どもたちに地域社会を構成する一員として地域行事に参加させましょう。

◎平成19年度「青少年ふるさと美化活動」について

市子ども会育成連絡協議会では、青少年の心の教育や環境教育の一環として青少年が地域住民と一緒に清掃美化活動に取り組むことを通して、青少年に世代間交流やふるさとのよさを再発見させるとともに地域住民に地域ぐるみで青少年を育てる気風づくりを促進します。

○実施期間：7月15日(日)から8月12日(日)までの間、原則として7月29日(日)を一斉実施日とします。

○実施方法：自治公民館・PTA・スポーツ少年団・地域女性団体・高齢者クラブ等と連携し、地域クリーン作戦として実施します。

いちき串木野市青少年健全育成市民会議
いちき串木野市・いちき串木野市教育委員会

選挙特報

7月29日(日)は参議院議員通常選挙の投票日

投票時間 午前7時から午後6時まで(土川小学校は午後5時まで)



参議院の議員を選ぶ大切な選挙です。
大切なあなたの一票、棄権をせず投票
しましょう。

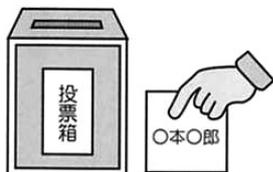
～生かそう一票 私が主役～

◎投票の方法

投票所では、選挙区(鹿児島県選出)選挙と比例代表選挙の2つの投票を行います。

選挙区では候補者名を、比例代表選挙では候補者名または政党名のいずれかを投票用紙に書いて投票します。

[選挙区選挙の投票]



候補者名で投票

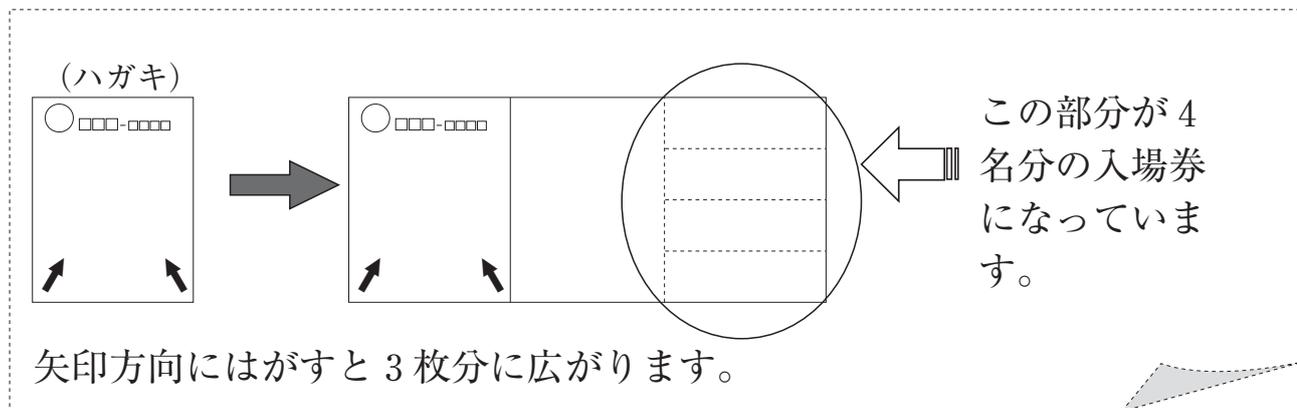
[比例代表選挙の投票]



候補者名でも
政党名でも投票できる

◎投票所入場券

入場券は7月12日頃に発送します。



1枚のハガキに最大4名分連記してありますので、自分のところを切り離して投票所へ持参してください。

入場券が届かない人や無くした人は、選挙管理委員会へ連絡するか、当日、投票所でその旨を申し出ると投票することができます。

なお、入場券が配達されるまでの間、期日前投票は入場券がなくても投票できません。

また、7月7日以降に市内転居される方は、異動前の投票所で投票することになります。入場券を確認してください。

◎選挙権のある人

次の要件を満たす人で、選挙人名簿に登録されている人。

(選挙人名簿に登録されていないと投票はできません。)

○年齢要件 昭和62年7月30日までに生まれた人。

○住所要件 平成19年4月11日までに転入届をした人。

◎投票所

投票区	投票所	投票区の区域	投票区	投票所	投票区の区域
1	串木野小学校	袴田・日出町・浜ヶ城・薩摩山・三井(旭小学校区を除く) ※大原南・※大原町・※高見町・※曙町 (※は国道より東側に居住している人)	12	勤労青少年ホーム	大藪・小藪・河内・浅山・麓
			13	市民文化センター	昭和通・中尾町・緑町・恵比須町・塩屋町・※大原南・※大原町・※高見町 (※は国道より西側に居住している人)
2	羽島中学校	羽島小学校区全地区	14	照島コミュニティセンター	島平上・照島下・須賀・屋敷・石川山・田中中村・崎下手
3	生冠中学校	生福小学校区全地区			
4	旭小学校	旭小学校区全地区			
5	荒川小学校	荒川小学校区全地区			
6	照島小学校	海瀬・八房・別府・酔之尾・酔之尾東・ひばりが丘	15	市来地域公民館	平佐原・駅前・恵比須・橋ノ口・平向・潟小路・迫・安茶・牛ノ江・外戸・観音ヶ迫・天神町・祇園町・土橋町・栄町・日ノ出町
7	土川小学校	土川小学校区全地区	16	川南地区公民館	松山・払山・松原・崎野・戸崎・堀・平ノ木場・中原・松寿園・吹上園
8	冠岳小学校	冠岳小学校区全地区			
9	漁民研修センター	岳釜・新潟・木屋・港町・本浦東・西浜町・浦和町・新生町・小瀬・御倉町・文京町	17	川北地区公民館	島内・宇都・門前・迫田前・木場迫・中福良・寺迫・下手中・佐保井・陣ヶ迫・池ノ原
10	串木野西中学校	野元・平江・深田下	18	川上ふれあい館	中組・内門・木場・平木場・舟川前・舟川後・久福・松比良・中ノ平前・中ノ平後
11	春日町公民館	春日町・旭町・元町・栄町・浜町・市口・汐見町・東塩田町・桜町 ※曙町(※は国道より西側に居住している人)			

◎期日前投票

投票日当日に仕事や用務、病気や出産などの理由で投票所に行けない人は、事前に期日前投票をすることができます。

入場券が配達された後は、なるべく入場券をご持参ください。

●期 間 7月13日(金)から7月28日(土)まで(土・日もできます。)

●時 間 午前8時30分から午後8時まで

●場 所 地域によって期日前投票所が異なります

串木野地域の方 中央公民館1階(いちき串木野市立図書館前口ビー)

市来地域の方 市来庁舎1階会議室

※ 昭和62年7月15日～7月30日生まれの人は、不在者投票で行う場合がありますので、詳しいことは選挙管理委員会へおたずねください。

◎不在者投票

○ 指定の病院、老人ホーム、その他の施設に入院、入所中の人は、施設内で投票ができます。院長や施設の管理者に申し出てください。

○ 重度の身体障害者は、自宅で投票ができます。

(自宅での不在者投票は、郵便投票証明書の交付を受けた人に限られます。申請期限は、7月25日までとなっています。詳しいことは、選挙管理委員会へおたずねください。)

○ 船員の不在者投票は、選挙人名簿登録証明書の交付を受けている人が、その証明書と船員手帳を提示すると指定された入港地の選挙管理委員会で船員用の不在者投票用紙の交付を受けて投票することができます。

◎字が書けない人は代理投票

ケガなどで字の書けない人は、投票所に行って、投票管理者にその旨を申し出ると投票事務従事者が代わって記載いたします。

○選挙人名簿登録の縦覧

新たに有権者となる人を選挙人名簿に登録します。

○今回登録される人

(1) 昭和62年6月3日から昭和62年7月30日までに生まれた人で、平成19年4月11日以前から本市に住所があり、引き続き住民基本台帳に記録されている人。

(2) 昭和62年7月30日までに生まれた人で、平成19年4月11日までにいちき串木野市に転入届をし、引き続き住民基本台帳に記録されている人。

○縦覧場所 選挙管理委員会事務局(市来庁舎1階)

○縦覧日時及び異議申出日時 平成19年7月12日 午前8時30分～午後5時

* その他、詳しいことは、選挙管理委員会事務局(☎21-5125)までお問い合わせください。